

板橋区健康危機管理対策基本指針

平成 11 年 12 月 28 日区長決定

1 目的

板橋区健康危機管理対策基本指針（以下「指針」という。）は、感染症、食中毒、毒物劇物、飲料水、医薬品その他何らかの原因により区民の生命と健康の安全を脅かす事態（以下「健康危機」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、健康被害の発生予防、拡大防止に板橋区が実施する対策（以下「健康危機管理対策」という。）の手順などを定め、もって区民の生命と健康の安全確保に万全を期することを目的とする。

2 健康危機管理対策の基本的考え方

- (1) 区民の生命と健康の安全確保を第一とする。
- (2) 正確に状況を把握し、科学的、客観的に判断する。
- (3) 健康被害の発生予防に努めるとともに、迅速かつ適切な対応により、被害の拡大防止に努める。
- (4) 健康被害発生時には、被害の程度に応じた必要かつ十分な対応に努める。
- (5) 業務遂行に当たっては、関係者の人権擁護に十分配慮する。
- (6) 医療機関、警察、消防をはじめとする関係機関との情報収集や調査活動等における緊密な連携と協力体制を確保する。
- (7) 区民に対する適切な情報提供に努める。

3 指針と健康危機管理に関する他の要綱等の関係

健康危機の内容により、既に適用すべき要綱等の定めがある場合は、その要綱等を優先し、各種活動を行う。

4 保健所の活動

(1) 保健所の責務

保健所（健康福祉センターを含む。）は、区健康危機管理対策の立案、実施、評価についての中核的組織として活動する。

(2) 分野別の対応

健康危機の原因により、主として対応する課（健康福祉センターを含む。以下「主管課」という。）を以下のように定める。

- ア 感染症（結核を含む。）：予防対策課及び健康福祉センター
- イ 食中毒：生活衛生課
- ウ 毒物劇物・医薬品：生活衛生課
- エ 飲料水：生活衛生課
- オ 主管課の支援、関係各課との調整、指針の改定等上記分類に該当しないもの：健康推進課

(3) 関係課の連携・協力

健康危機の発生直後には、その原因が不明である場合が多く、主管課においては、常に関係各課との情報交換、連携・協力のもとでの対応策を講じることとする。

(4) 平常時の活動

平常時、主管課は健康危機が発生していない時も、健康被害発生防止及び発生時の的確な対応を可能にするために、区内外の情報の収集及び区民、関係機関等に対する適切な情報提供に努める。

(5) 健康危機発生時の活動

ア 発生察知時の活動

健康危機発生を最初に察知した課は、第一に健康被害を受けた者の状態、受療状況を把握し、原因、健康被害の規模等を推定するために最低限必要な情報を速やかに収集し、課長の判断により、主管課と想定される課及び関係各課に連絡するとともに、保健所長に報告する。

イ 初期活動

前期アの連絡を受けた課の職員は、課長に報告する。課長は、被害者の受療の確保と被害拡大防止を主とする初期活動体制を整え、対応を指示するとともに、保健所長に報告する。

主管課は、下記の初期活動を行い、事後、直ちに保健所長に報告する。

- (ア) 健康被害を受けた者の状態の把握及び医療の確保(受療状況確認を含む。)
- (イ) 被害規模の現状及びその拡大の可能性の判断に必要な調査
- (ウ) 原因特定に必要な調査
- (エ) 被害拡大防止のための当面の対応
- (オ) その他健康危機管理対策の実施に必要な情報の収集

ウ 保健所長の指示

主管課の初期活動後の報告を受けた保健所長は、下記の事項につき判断し、関係課長に指示する。

- (ア) 当面の対応の評価
- (イ) 主管課変更の適否
- (ウ) 健康危機管理対策幹事会開催の適否
- (エ) その他健康危機管理対策の実施に必要な事項

エ その後の主管課の活動

主管課(保健所長の判断により主管課が変更になった場合には、新たな主管課)は、事態が終息するまで健康危機管理に必要な対応を継続する。課長は、随時保健所長に報告し、その指示を受ける。

また発生から終息までの被害状況の経過・対応、調査結果については、必ず記録し、保存しなければならない。

オ 区民等への情報提供

主管課は、平常時だけでなく健康危機の発生時にも、被害の拡大防止、医療の確保、パニックの防止等を目的として、区民、関係機関等に対し適切な情報提供を行う。情報提供に際しては、関係者の人権擁護に十分配慮する。

報道機関対応は、原則として保健所長が行い、保健所長不在の場合、主管課長が行う。

5 健康危機管理対策幹事会の開催

- (1) 保健所長は、関係各課との調整が必要と認められる場合は、速やかに健康危機管理対策幹事会(以下「幹事会」という。)を開催する。

- (2) 幹事会は、保健所長を幹事長とし、健康生きがい部長、主管課長ほか発生事態への対応に関係各課の担当課長あるいは係長のうち、保健所長が指名する者により構成する。
- (3) 幹事会は、下記の事項について協議し、決定する。
 - ア 当面の対策
 - イ 関係各部・課の役割分担
 - ウ 東京都板橋区危機管理本部規則(平成 19 年板橋区規則第 11 号。以下「危機管理本部規則」という。)に基づく危機管理本部(以下「健康危機管理本部」という。)設置の適否
 - エ その他必要な事項
- (4) 幹事会の協議事項の立案は、主管課が担当し、幹事会の庶務は健康推進課が処理する。
- (5) 幹事会は、事態終息まで適宜開催し、必要事項について協議する。

6 健康危機管理本部の設置

- (1) 幹事会で、全庁的な対応が必要とされる重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断された場合には、幹事長は速やかに危機管理部長に健康危機管理本部の設置、開催を協議し、区長に報告する。
- (2) 区長は、健康危機管理本部の開催を必要と認めた場合は、速やかに健康危機管理本部を設置する。

7 健康危機管理本部の運営

健康危機管理本部の運営にあたり、東京都板橋区危機管理本部規則第 7 条の規定に基づき、次の事項を定める。

- (1) 健康危機管理本部は、本部長、副本部長、本部員から構成され、区長を本部長、副区長を副本部長とし、全部長(統括部長を含む。)及び本部長が指名する課長を本部員とする。
- (2) 健康危機管理本部は、下記の事項について協議し、決定する。
 - ア 当面の対策
 - イ 各部・課の役割分担
 - ウ 国、東京都、周辺自治体及び医療機関・消防・警察との連絡調整及び支援要請
 - エ その他必要な事項
- (3) 健康危機管理本部会議の協議事項の立案は、危機管理部の協力の下、保健所が担当する。
- (4) 健康危機管理本部は、事態終息まで設置し、本部会議を適宜開催し、必要事項について協議し、決定する。

8 健康危機管理対策連絡会議の設置

- (1) 医療機関、消防、警察等、健康危機管理対策に係わる区内関係機関との連携・協力の強化、情報交換等を目的として、健康危機管理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- (2) 連絡会議は、健康危機管理本部の設置を要するような重大な事態が発生した場合など必要に応じて開催する。
- (3) 連絡会議の設置、運営について必要な事項は、別途要綱をもって定める。

9 災害時等の健康危機管理

地震等の災害発生又は武力攻撃等に伴う健康危機管理については、板橋区地域防災計画又は東京都板橋区国民保護計画に基づき対応する。

10 委任

健康危機管理対策におけるより具体的な対応については、必要に応じ別途定める。

付 則

この方針は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。